

私立大学図書館協会加盟館インフォメーションサービス細則

1. 趣旨

この細則は、私立大学図書館協会ホームページ公開細則およびWWW情報資源提供サービス利用細則に基づき、協会に加盟している図書館の情報発信を目的としたサービスの利用について、必要な事項を定めるものとする。

2. 利用

(1) 利用者

私立大学図書館協会加盟館インフォメーションサービスを利用することができる者は、協会役員校、協会委員会、東地区部会、東地区部会に所属する団体、西地区部会、西地区部会に所属する団体、西地区部会各地区協議会、並びに西地区部会各地区協議会に所属する団体(以下「利用者」という)とする。

(2) アカウントの発行

協会ホームページ委員会(以下「HP委員会」という)は本サービスの利用に必要なアカウントの発行、管理を行う。

(3) アカウントの有効期限

アカウントの有効期限は1年とする。ただし、本サービスの継続のために必要と認めた場合は、年度途中であっても変更を行うことができるものとする。

3. 発信できる情報の定義

本サービスを利用して発信できる情報は、利用者向けに提供される次の各号に定める情報とする。

- (1) 私立大学図書館協会ホームページ運用要項第5条に定める情報
- (2) 利用者が主催もしくは協賛する催しものの通知
- (3) 利用者の事業で広報を必要とするものの通知
- (4) その他、利用者が広報の必要があると判断した情報

4. 遵守事項

情報を投稿する場合には、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 投稿は必ず大学図書館名で行うこと。
- (2) 利用者は、本サービスが趣旨に反して利用されることのないよう、アカウント等を管理すること。
- (3) 投稿されるいかなる情報についても、私立大学図書館協会ホームページ公開細則第4項で定める事項に従うこと。

5. 投稿の削除

- (1) 投稿された情報が、第3項および第4項に違反にしている場合は、HP委員会の委員長は事前の通知なく該当する情報を削除することができる。また投稿された情報を削除した場合には、HP委員会の委員長はその理由を投稿者に通知しなければならない。
- (2) HP委員会の委員長は、1年を経過した投稿について削除することができる。

6. 免責事項

投稿された情報によって生じたいかなる損害についても、HP委員会は一切の責任を負わないものとする。

7. その他

本細則は、HP委員会の合議によって定め、会長校に報告するものとする。

附則

この細則の定めがない事項については、私立大学図書館協会ホームページ公開細則およびWW情報資源提供サービス利用細則を準用するものとする。

附則

本細則は、2010年10月1日より施行する。